

令和5年第1回春日井市議会定例会提出議案目次〔Ⅲ〕

議案番号	議 題	
第17号議案	春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について……………	1
第18号議案	春日井市手数料条例の一部を改正する条例について……………	3
第19号議案	春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について……………	33
第20号議案	春日井市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例について……………	35
第21号議案	春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例について……………	38
第22号議案	春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………	40
第23号議案	春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	42
第24号議案	春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	45
第25号議案	春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	49
第26号議案	春日井市道路条例の一部を改正する条例について……………	52
第27号議案	春日井市公共用物管理条例の一部を改正する条例について……………	58
第28号議案	春日井市都市公園条例の一部を改正する条例について……………	61
第29号議案	春日井市準用河川条例の一部を改正する条例について……………	64
第30号議案	春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例について……………	67
第31号議案	市道路線の廃止について……………	69
第32号議案	市道路線の認定について……………	70
第33号議案	損害賠償の額の決定について……………	71
報告第1号	鳥居松小学校リニューアル工事（建築）の変更契約の専決処分について……………	72

報告第 2 号	鳥居松小学校リニューアル工事（電気）の変更契約の専決処分について……………	74
報告第 3 号	鳥居松小学校リニューアル工事（機械）の変更契約の専決処分について……………	76
報告第 4 号	東部調理場新調理棟整備工事（建築）の変更契約の専決処分について……………	78
報告第 5 号	東部調理場新調理棟整備工事（電気）の変更契約の専決処分について……………	80
報告第 6 号	（仮称）市営下原住宅第 2 期整備工事（建築）の変更契約の専決処分について……………	82
報告第 7 号	（仮称）市営下原住宅第 2 期整備工事（電気）の変更契約の専決処分について……………	84
報告第 8 号	（仮称）市営下原住宅第 2 期整備工事（機械）の変更契約の専決処分について……………	86
報告第 9 号	熊野桜佐地区雨水 3 号調整池築造工事の変更契約の専決処分について……………	88

第 17 号議案

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例

春日井市附属機関設置条例（平成27年春日井市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部春日井市子ども・子育て支援対策協議会の項中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改め、同部春日井市観光・にぎわい創出推進会議の項中「春日井市観光・にぎわい創出推進会議」を「春日井市観光によるにぎわい創出推進会議」に、「観光・にぎわい創出基本計画の策定及び」を「観光によるにぎわい創出基本計画の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年春日井市条例第18号）の一部を次のように改正する。
別表中「観光・にぎわい創出推進会議」を「観光によるにぎわい創出推進会議」に改める。

説 明

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、規定を整備する等のため必要があるからである。

第 18 号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

春日井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市手数料条例の一部を改正する条例

春日井市手数料条例（平成12年春日井市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表「4 建築基準法等関係手数料」の表建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可（以下「特例許可」という。）の申請（同法第48条第16項各号のいずれかに該当する場合を除く。）に対する審査の項中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査		1件	27,000円	
-------------------------------------------------	--	----	---------	--

別表「4 建築基準法等関係手数料」の表建築基準法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査の項及び同表建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の項中「33,000円」を「160,000円」に改め、同表建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査		1件	160,000円	
---------------------------------------------	--	----	----------	--

別表「4 建築基準法等関係手数料」の表建築基準法第55条第3項各号の規定

に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に、「高さの」を「高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同表建築基準法第57条の4第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査		1件	160,000円	
---------------------------------------------	--	----	----------	--

別表「4 建築基準法等関係手数料」の表建築基準法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による特例の認定の申請に対する審査の項中「既存建築物を除く。）の数が1」を「建築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「建築等」という。）をするものに限る。）の数が1」に、「既存建築物を除く。）の数が2」を「建築等をするものに限る。）の数が2」に、「既存建築物を除く。）の数に」を「建築等をするものに限る。）の数に」に改め、同表建築基準法第86条第4項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による特例及び建築物の各部分の高さ又は容積率の許可の申請に対する審査の項中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同表建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（位置又は構造の変更を伴うものに限る。以下「増築等」という。）の」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同表建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同表建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査の項中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査の項中

上記以外のも の	一戸建ての住宅		1 棟の戸数が 1 のもの	1 件	37,100円	1 共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1) 共用部分の計算がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額	
	共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1 棟の総戸数が 2 以上 5 以下のもの		37,100円		
			1 棟の総戸数が 6 以上 10 以下のもの		74,900円		
			1 棟の総戸数が 11 以上 25 以下のもの		105,400円		
			1 棟の総戸数が 26 以上 50 以下のもの		148,300円		
			1 棟の総戸数が 51 以上 100 以下のもの		213,000円		
			1 棟の総戸数が 101 以上 200 以下のもの		305,200円		
			1 棟の総戸数が 201 以上 300 以下のもの		413,500円		
			1 棟の総戸数が 301 以上のもの		542,100円		
			複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの			636,500円
		非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの					
		非住宅部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの			121,000円		
		非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの					
		非住宅部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 4,000 平方メートル以内のもの			159,300円		
		非住宅部分の床面積の合計が 4,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの					
	非住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの			257,900円			
	非住宅部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの						
	非住宅部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超える場合						

区分	金額
300 平方メートル以内の場合	118,500円
300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内の場合	149,700円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の場合	195,500円
2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内の場合	304,500円
5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の場合	390,900円
10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内の場合	467,200円
25,000 平方メートルを超える場合	544,200円

(2) 非住宅部分（非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額

区分	金額
300 平方メートル以内の場合	95,000円
300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内の場合	121,000円

			交通省令第1号。以下「建築物省エネ基準省令」といふ。)第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		内の場合	
				非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	336,800円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	159,300円
				非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	404,700円	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	257,900円
				非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	474,800円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	336,800円
						10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	404,700円
						25,000平方メートルを超える場合	474,800円
						(3) 非住宅部分（その他のもの）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額区分	
						区分	金額
						300平方メートル以内の場合	248,400円
						300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	311,200円
						1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	401,800円
						2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	573,400円
						5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	706,300円
						10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	834,900円
						25,000平方メートルを超える場合	952,400円

を

					合	
					2	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を行う場合にあつては、当該審査の対象となる建築物の規模に応じ、この表の「建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第18条第2項（同法第87条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は計画の通知に対する審査」の項に規定する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の金額を加算する。

上記以外のもの	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「建築物省エネ法基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1件	19,100円	1 共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1) 共用部分の計算がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額														
		その他のもの		37,100円															
	共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が1棟の戸数が1のもの			19,100円													
			建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に	1棟の総戸数が2以上5以下のもの		35,900円													
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの			51,900円													
			1棟の総戸数が11			74,600円													
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300平方メートル以内の場合</td> <td>118,500円</td> </tr> <tr> <td>300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合</td> <td>149,700円</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合</td> <td>195,500円</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合</td> <td>304,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合</td> <td>390,900円</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートル以内の場合</td> <td>467,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	300平方メートル以内の場合	118,500円	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	149,700円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	195,500円	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	304,500円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	390,900円	10,000平方メートル以内の場合	467,200円
区分	金額																		
300平方メートル以内の場合	118,500円																		
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	149,700円																		
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	195,500円																		
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	304,500円																		
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	390,900円																		
10,000平方メートル以内の場合	467,200円																		

定め る基 準に 係る もの であ るも の	以上 25 以下のもの		トルを超え 25,000平方メ ートル以内の場合																	
	1棟の総 戸数が26 以上 50 以下のもの	112,600円	25,000平方メ ートルを超える場 合	544,200円																
	1棟の総 戸数が51 以上 100 以下のもの	170,300円	(2) 非住宅部分（非住宅部分 の全部が建築物省エネ法基 準省令第10条第1号イ(2)及 びロ(2)に定める基準に係る もの）がある場合 当該非住 宅部分の床面積の合計につ いての次の表に掲げる場合 の区分に応じ、次の表に定め る額																	
	1棟の総 戸数が 101以上 200以下 のもの	242,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300平方メー トル以内の場合</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>300平方メー トルを超え1,000 平方メートル以 内の場合</td> <td>121,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メ ートル以内の場合</td> <td>159,300円</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メ ートル以内の場合</td> <td>257,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メ ートルを超え 10,000平方メ ートル以内の場合</td> <td>336,800円</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メ ートルを超え 25,000平方メ ートル以内の場合</td> <td>404,700円</td> </tr> <tr> <td>25,000平方メ ートルを超える場 合</td> <td>474,800円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	300平方メー トル以内の場合	95,000円	300平方メー トルを超え1,000 平方メートル以 内の場合	121,000円	1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メ ートル以内の場合	159,300円	2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メ ートル以内の場合	257,900円	5,000平方メ ートルを超え 10,000平方メ ートル以内の場合	336,800円	10,000平方メ ートルを超え 25,000平方メ ートル以内の場合	404,700円	25,000平方メ ートルを超える場 合	474,800円
	区分	金額																		
	300平方メー トル以内の場合	95,000円																		
	300平方メー トルを超え1,000 平方メートル以 内の場合	121,000円																		
	1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メ ートル以内の場合	159,300円																		
	2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メ ートル以内の場合	257,900円																		
	5,000平方メ ートルを超え 10,000平方メ ートル以内の場合	336,800円																		
10,000平方メ ートルを超え 25,000平方メ ートル以内の場合	404,700円																			
25,000平方メ ートルを超える場 合	474,800円																			
1棟の総 戸数が 201以上 300以下 のもの	313,400円																			
1棟の総 戸数が 301以上 のもの	356,500円																			
その 他の もの	37,100円																			
1棟の総 戸数が2 以上5以 下のもの	74,900円																			
1棟の総 戸数が6 以上10 以下のもの	105,400円																			
1棟の総 戸数が11 以上25 以下のもの	148,300円																			
1棟の総 戸数が26 以上50 以下のもの	213,000円	(3) 非住宅部分（その他のも の）がある場合 当該非住 宅部分の床面積の合計につ いての次の表に掲げる場合 の区分に応じ、次の表に定め る額																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300平方メー トル以内の場合</td> <td>248,400円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	300平方メー トル以内の場合	248,400円													
区分	金額																			
300平方メー トル以内の場合	248,400円																			

に

			1棟の総戸数が51以上100以下のもの	305,200円	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	311,200円
			1棟の総戸数が101以上200以下のもの	413,500円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	401,800円
			1棟の総戸数が201以上300以下のもの	542,100円	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	573,400円
			1棟の総戸数が301以上のもの	636,500円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	706,300円
				95,000円	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	834,900円
	複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの		121,000円	25,000平方メートルを超える場合	952,400円
		非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		159,300円	2 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を行う場合にあっては、当該審査の対象となる建築物の規模に応じ、この表の「建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第18条第2項（同法第87条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は計画の通知に対する審査」の項に規定する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の金額を加算する。	
		非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	257,900円			
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	336,800円			
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	404,700円			
		非住宅部分の				

				床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	
				非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	474,800円

改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく変更認定の申請に対する審査の項中

「 上 記 以 外 の も の	一戸建ての住宅	1 件	19,200円	1 共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1) 共用部分の計算がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額		
					区分	金額
					300平方メートル以内の場合	60,300円
					300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	76,600円
					1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	100,700円
					2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	161,000円
					5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	209,300円
					10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	251,100円
					25,000平方メートル以内の場合	293,900円

トルを超える場合

(2) 非住宅部分（非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額

区分	金額
300平方メートル以内の場合	48,600円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	62,300円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	82,600円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	137,700円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	182,300円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	219,900円
25,000平方メートルを超える場合	259,300円

(3) 非住宅部分（その他のもの）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額

区分	金額
300平方メートル以内の場合	125,200円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	157,400円
1,000平方メートル	203,800円

を

					<table border="1"> <tr> <td>トルを超え 2,000平方メー トル以内の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,000平方メー トルを超え 5,000平方メー トル以内の場合</td> <td>295,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メー トルを超え 10,000平方メー トル以内の場合</td> <td>367,100円</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メー トルを超え 25,000平方メー トル以内の場合</td> <td>435,000円</td> </tr> <tr> <td>25,000平方メー トルを超える場 合</td> <td>498,200円</td> </tr> </table> <p>2 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づき建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を行うものにあつては、当該審査の対象となる建築物の規模に応じ、この表の「建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第18条第2項（同法第87条第1項においてこれらの規定を準用するものを含む。）の規定に基づく確認の申請又は計画の通知に対する審査」の項に規定する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の金額を加算する。</p>	トルを超え 2,000平方メー トル以内の場合		2,000平方メー トルを超え 5,000平方メー トル以内の場合	295,500円	5,000平方メー トルを超え 10,000平方メー トル以内の場合	367,100円	10,000平方メー トルを超え 25,000平方メー トル以内の場合	435,000円	25,000平方メー トルを超える場 合	498,200円
トルを超え 2,000平方メー トル以内の場合															
2,000平方メー トルを超え 5,000平方メー トル以内の場合	295,500円														
5,000平方メー トルを超え 10,000平方メー トル以内の場合	367,100円														
10,000平方メー トルを超え 25,000平方メー トル以内の場合	435,000円														
25,000平方メー トルを超える場 合	498,200円														

上 記 以 外 の も の	一戸建ての住宅	建築物省エネ法 基準省令第10 条第2号イ(2)及 びロ(2)に定める 基準に係るもの であるもの	1 件	10,100円	1 共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1) 共用部分の計算がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額		
		その他のもの		19,200円			
					<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>金額</td> </tr> </table>	区分	金額
区分	金額						

300平方メートル以内の場合	60,300円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	76,600円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	100,700円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	161,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	209,300円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	251,100円
25,000平方メートルを超える場合	293,900円

(2) 非住宅部分（非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額

区分	金額
300平方メートル以内の場合	48,600円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	62,300円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	82,600円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	137,700円
5,000平方メートルを超え	182,300円

に、

10,000平方メートル以内の場合	
10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内の場合	219,900円
25,000平方メートルを超える場合	259,300円

(3) 非住宅部分（その他のもの）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額

区分	金額
300平方メートル以内の場合	125,200円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	157,400円
1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内の場合	203,800円
2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内の場合	295,500円
5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内の場合	367,100円
10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内の場合	435,000円
25,000平方メートルを超える場合	498,200円

2 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づき建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を行うものにあつては、当該審査の対象となる建築物の規模に応じ、この表の「建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同

--	--	--	--

法第18条第2項（同法第87条第1項においてこれらの規定を準用するものを含む。）の規定に基づく確認の申請又は計画の通知に対する審査」の項に規定する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の金額を加算する。

建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1のもの	19,200円
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	38,500円
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	54,500円
	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	77,100円
	1棟の総戸数が26以上50以下のもの	111,400円
	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	161,300円
	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	220,600円
	1棟の総戸数が201以上300以下のもの	288,500円
	1棟の総戸数が301以上のもの	336,900円

を

建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が1棟の戸数が1のもの	10,100円	
	建築物省エネ基準省令第10条第2号イ(2)及び	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	19,000円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	27,700円

びロ (2)に 定め る基 準に 係る もの であ るも の	1棟の総 戸数が11 以上25 以下のも の	40,200円
	1棟の総 戸数が26 以上50 以下のも の	61,300円
	1棟の総 戸数が51 以上100 以下のも の	93,900円
	1棟の総 戸数が 101以上 200以下 のもの	135,200円
	1棟の総 戸数が 201以上 300以下 のもの	174,200円
	1棟の総 戸数が 301以上 のもの	197,000円
その 他の もの	1棟の戸 数が1の もの	19,200円
	1棟の総 戸数が2 以上5以 下のもの	38,500円
	1棟の総 戸数が6 以上10 以下のも の	54,500円
	1棟の総 戸数が11 以上25 以下のも の	77,100円
	1棟の総 戸数が26 以上50	111,400円

に

			以下のもの	
			1棟の総戸数が51以上100以下のもの	161,300円
			1棟の総戸数が101以上200以下のもの	220,600円
			1棟の総戸数が201以上300以下のもの	288,500円
			1棟の総戸数が301以上のもの	336,900円

改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に対する審査の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（）」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査の項中

上記以外の場合	一戸建ての住宅 共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1の建築物	37,100円	1 共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1) 共用部分の計算がある場合 当該共用部分の床面積
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの		37,100円	
			1棟の総戸数が		74,900円	
			1棟の総戸数が		105,400円	

					の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額																
			6 以上10 以下のもの																		
			1 棟の総戸数が11 以上25 以下のもの	148, 300円																	
			1 棟の総戸数が26 以上50 以下のもの	213, 000円																	
			1 棟の総戸数が51 以上100 以下のもの	305, 200円																	
			1 棟の総戸数が101 以上200 以下のもの	413, 500円																	
			1 棟の総戸数が201 以上300 以下のもの	542, 100円																	
			1 棟の総戸数が301 以上のもの	636, 500円																	
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300 平方メートル以内の場合</td> <td>118, 500円</td> </tr> <tr> <td>300 平方メートルを超え1, 000 平方メートル以内の場合</td> <td>149, 700円</td> </tr> <tr> <td>1, 000 平方メートルを超え2, 000 平方メートル以内の場合</td> <td>195, 500円</td> </tr> <tr> <td>2, 000 平方メートルを超え5, 000 平方メートル以内の場合</td> <td>304, 500円</td> </tr> <tr> <td>5, 000 平方メートルを超え10, 000 平方メートル以内の場合</td> <td>390, 900円</td> </tr> <tr> <td>10, 000 平方メートルを超え25, 000 平方メートル以内の場合</td> <td>467, 200円</td> </tr> <tr> <td>25, 000 平方メートルを超える場合</td> <td>544, 200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	300 平方メートル以内の場合	118, 500円	300 平方メートルを超え1, 000 平方メートル以内の場合	149, 700円	1, 000 平方メートルを超え2, 000 平方メートル以内の場合	195, 500円	2, 000 平方メートルを超え5, 000 平方メートル以内の場合	304, 500円	5, 000 平方メートルを超え10, 000 平方メートル以内の場合	390, 900円	10, 000 平方メートルを超え25, 000 平方メートル以内の場合	467, 200円	25, 000 平方メートルを超える場合	544, 200円
区分	金額																				
300 平方メートル以内の場合	118, 500円																				
300 平方メートルを超え1, 000 平方メートル以内の場合	149, 700円																				
1, 000 平方メートルを超え2, 000 平方メートル以内の場合	195, 500円																				
2, 000 平方メートルを超え5, 000 平方メートル以内の場合	304, 500円																				
5, 000 平方メートルを超え10, 000 平方メートル以内の場合	390, 900円																				
10, 000 平方メートルを超え25, 000 平方メートル以内の場合	467, 200円																				
25, 000 平方メートルを超える場合	544, 200円																				
					(2) 非住宅部分(非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの)がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額																
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300 平方メートル以内の場合</td> <td>95, 000円</td> </tr> <tr> <td>300 平方メートルを超え1, 000 平方メートル以内の場合</td> <td>121, 000円</td> </tr> <tr> <td>1, 000 平方メートルを超え2, 000 平方メートル以内の場合</td> <td>159, 300円</td> </tr> <tr> <td>2, 000 平方メートル以内の場合</td> <td>257, 900円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	300 平方メートル以内の場合	95, 000円	300 平方メートルを超え1, 000 平方メートル以内の場合	121, 000円	1, 000 平方メートルを超え2, 000 平方メートル以内の場合	159, 300円	2, 000 平方メートル以内の場合	257, 900円						
区分	金額																				
300 平方メートル以内の場合	95, 000円																				
300 平方メートルを超え1, 000 平方メートル以内の場合	121, 000円																				
1, 000 平方メートルを超え2, 000 平方メートル以内の場合	159, 300円																				
2, 000 平方メートル以内の場合	257, 900円																				

を

トルを超え 5,000平方メー トル以内の場合	
5,000平方メー トルを超え 10,000平方メー トル以内の場合	336,800円
10,000平方メー トルを超え 25,000平方メー トル以内の場合	404,700円
25,000平方メー トルを超える場 合	474,800円

(3) 非住宅部分（その他のもの）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額

区分	金額
300平方メー トル以内の場合	248,400円
300平方メー トルを超え1,000 平方メートル以 内の場合	311,200円
1,000平方メー トルを超え 2,000平方メー トル以内の場合	401,800円
2,000平方メー トルを超え 5,000平方メー トル以内の場合	573,400円
5,000平方メー トルを超え 10,000平方メー トル以内の場合	706,300円
10,000平方メー トルを超え 25,000平方メー トル以内の場合	834,900円
25,000平方メー トルを超える場 合	952,400円

2 建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づき建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を行う場合にあつ

					ては、当該審査の対象となる建築物の規模に応じ、この表の「建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第18条第2項（同法第87条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は計画の通知に対する審査」の項に規定する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の金額を加算する。
--	--	--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記以外の場合	一戸建ての住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1の建築物	19,100円	1 共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1) 共用部分の計算がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額															
		その他のもの		37,100円																
	共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が1棟の戸数が1のもの	1棟の戸数が1のもの		19,100円														
				1棟の総戸数が2以上5以下のもの		35,900円														
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの		51,900円														
				1棟の総戸数が11以上25以下のもの		74,600円														
				1棟の総戸数が26以上50以下のもの		112,600円														
				1棟の総戸数が51以上100以下のもの		170,300円														
				1棟の総戸数が101以上200以下のもの		242,600円														
				1棟の総戸数が201以上のもの		314,900円														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300平方メートル以内の場合</td> <td>118,500円</td> </tr> <tr> <td>300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合</td> <td>149,700円</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合</td> <td>195,500円</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合</td> <td>304,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合</td> <td>390,900円</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合</td> <td>467,200円</td> </tr> <tr> <td>25,000平方メートルを超える場合</td> <td>544,200円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	300平方メートル以内の場合	118,500円	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	149,700円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	195,500円	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	304,500円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	390,900円	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	467,200円	25,000平方メートルを超える場合	544,200円	
区分	金額																			
300平方メートル以内の場合	118,500円																			
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	149,700円																			
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	195,500円																			
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	304,500円																			
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	390,900円																			
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	467,200円																			
25,000平方メートルを超える場合	544,200円																			
				(2) 非住宅部分(非住宅部分の)																

				戸数が101以上200以下のもの		<p>全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものがある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300平方メートル以内の場合</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合</td> <td>121,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合</td> <td>159,300円</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合</td> <td>257,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合</td> <td>336,800円</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合</td> <td>404,700円</td> </tr> <tr> <td>25,000平方メートルを超える場合</td> <td>474,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 非住宅部分（その他のもの）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300平方メートル以内の場合</td> <td>248,400円</td> </tr> <tr> <td>300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合</td> <td>311,200円</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え2,000平方メー</td> <td>401,800円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	300平方メートル以内の場合	95,000円	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	121,000円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	159,300円	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	257,900円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	336,800円	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	404,700円	25,000平方メートルを超える場合	474,800円	区分	金額	300平方メートル以内の場合	248,400円	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	311,200円	1,000平方メートルを超え2,000平方メー	401,800円
区分	金額																													
300平方メートル以内の場合	95,000円																													
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	121,000円																													
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	159,300円																													
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	257,900円																													
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	336,800円																													
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	404,700円																													
25,000平方メートルを超える場合	474,800円																													
区分	金額																													
300平方メートル以内の場合	248,400円																													
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	311,200円																													
1,000平方メートルを超え2,000平方メー	401,800円																													
				1棟の総戸数が201以上300以下のもの	313,400円																									
				1棟の総戸数が301以上のもの	356,500円																									
その他のもの				1棟の戸数が1のもの	37,100円																									
				1棟の総戸数が2以上5以下のもの	74,900円																									
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	105,400円																									
				1棟の総戸数が11以上25以下のもの	148,300円																									
				1棟の総戸数が26以上50以下のもの	213,000円																									
				1棟の総戸数が51以上100以下のもの	305,200円																									
				1棟の総戸数が101以上200以下のもの	413,500円																									
				1棟の総戸数が201以上300以下	542,100円																									

に

				のもの		トル以内の場合	
				1棟の総戸数が301以上のもの	636,500円	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	573,400円
						5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	706,300円
						10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	834,900円
						25,000平方メートルを超える場合	952,400円
						<p>2 建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づき建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を行う場合にあっては、当該審査の対象となる建築物の規模に応じ、この表の「建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第18条第2項（同法第87条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は計画の通知に対する審査」の項に規定する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の金額を加算する。</p>	

改め、同表建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく変更認定の申請に対する審査の項中

「	上記以外の場合	一戸建ての住宅	1	19,200円	1 共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1) 共用部分の計算がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額
区分	金額				
300平方メートル以内の場合	60,300円				

300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	76,600円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	100,700円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	161,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	209,300円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	251,100円
25,000平方メートルを超える場合	293,900円

(2) 非住宅部分(非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの)がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額

区分	金額
300平方メートル以内の場合	48,600円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	62,300円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	82,600円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	137,700円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	182,300円

を

10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内の場合	219,900円
25,000平方メートルを超える場合	259,300円

(3) 非住宅部分（その他のもの）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額

区分	金額
300平方メートル以内の場合	125,200円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	157,400円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	203,800円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	295,500円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	367,100円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	435,000円
25,000平方メートルを超える場合	498,200円

2 建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づき建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を行う場合にあつては、当該審査の対象となる建築物の規模に応じ、この表の「建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第18条第2項（同法第87条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は計

					画の通知に対する審査」の項に規定する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の金額を加算する。
--	--	--	--	--	-----------------------------------------------------

上記以外の場合	一戸建ての住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1	10,100円	1 共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1) 共用部分の計算がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額
		その他のもの		19,200円	

区分	金額
300平方メートル以内の場合	60,300円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	76,600円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	100,700円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	161,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	209,300円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	251,100円
25,000平方メートルを超える場合	293,900円

(2) 非住宅部分(非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの)がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める

額

区分	金額
300平方メートル以内の場合	48,600円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	62,300円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	82,600円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	137,700円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	182,300円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	219,900円
25,000平方メートルを超える場合	259,300円

に、

(3) 非住宅部分（その他のもの）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額

区分	金額
300平方メートル以内の場合	125,200円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	157,400円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	203,800円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	295,500円
5,000平方メートルを超え10,000平方メー	367,100円

					<table border="1"> <tr> <td>トル以内の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え</td> <td>435,000円</td> </tr> <tr> <td>25,000平方メートル以内の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25,000平方メートルを超える場合</td> <td>498,200円</td> </tr> </table>	トル以内の場合		10,000平方メートルを超え	435,000円	25,000平方メートル以内の場合		25,000平方メートルを超える場合	498,200円
トル以内の場合													
10,000平方メートルを超え	435,000円												
25,000平方メートル以内の場合													
25,000平方メートルを超える場合	498,200円												
					<p>2 建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づき建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を行う場合にあつては、当該審査の対象となる建築物の規模に応じ、この表の「建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第18条第2項（同法第87条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は計画の通知に対する審査」の項に規定する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の金額を加算する。</p>								

建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1のもの	19,200円
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	38,500円
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	54,500円
	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	77,100円
	1棟の総戸数が26以上50以下のもの	111,400円
	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	161,300円
	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	220,600円
	1棟の総戸数が201以上300以下のもの	288,500円

を

1棟の総戸数が301以上のもの	336,900円
-----------------	----------

建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が建築物省エネ基準第10条第2号(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの	1棟の戸数が1のもの	10,100円	
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	19,000円	
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	27,700円	
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	40,200円	
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	61,300円	
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	93,900円	
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	135,200円	
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	174,200円	
		1棟の総戸数が301以上のもの	197,000円	
		その他のもの	1棟の戸数が1のもの	19,200円
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの	38,500円
			1棟の総戸数が6以上10以	54,500円

に

				下のもの	
				1棟の総戸数が11以上25以下のもの	77,100円
				1棟の総戸数が26以上50以下のもの	111,400円
				1棟の総戸数が51以上100以下のもの	161,300円
				1棟の総戸数が101以上200以下のもの	220,600円
				1棟の総戸数が201以上300以下のもの	288,500円
				1棟の総戸数が301以上のもの	336,900円

改め、同表建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査の項中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改める。

別表「8 宅地造成等規制法関係手数料」の表中「宅地造成等規制法関係」を「宅地造成及び特定盛土等規制法関係」に改め、同表宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の規定に基づく工事の許可の申請に対する審査(以下「宅地造成工事許可申請審査」という。)の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法の規定による改正前の宅地造成等規制法」に改め、同表宅地造成等規制法第12条の規定に基づく工事の変更許可の申請に対する審査の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法の規定による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

別表「14 証明等手数料」の表多胎児育児家庭における家庭生活支援員の派遣の項を次のように改める。

産前及び産後 家庭における家 庭生活支援員の 派遣	単胎児	1 時間	700円以内で市長が定 める額	
	多胎児	1 時間	300円以内で市長が定 める額	

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表「4 建築基準法等関係手数料」の表建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可（以下「特例許可」という。）の申請（同法第48条第16項各号のいずれかに該当する場合を除く。）に対する審査の項の改正規定、同表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査の項の改正規定、同表都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく変更認定の申請に対する審査の項の改正規定、同表建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査の項の改正規定、同表建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく変更認定の申請に対する審査の項の改正規定及び同表建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査の項の改正規定 公布の日

(2) 別表「8 宅地造成等規制法関係手数料」の表の改正規定 令和5年5月26日

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請による事務に係る手

数料について適用し、同日前の申請による事務に係る手数料については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、建築基準法の一部改正に伴い、新たに建築物の容積率に関する特例の認定に係る手数料を設ける等のため必要があるからである。

第 19 号議案

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例

春日井市職員定数条例（昭和24年春日井市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「1,476人」を「1,504人」に改め、同項第4号中「93人」を「96人」に改め、同条第2項中「2,891人」を「2,922人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、職員の定数を改正するため必要があるからである。

第 20 号議案

春日井市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例について

春日井市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例

春日井市行政財産目的外使用料条例（昭和39年春日井市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

円 1,100		円 950	
1,600		1,500	
2,200		2,000	
940		850	
1,500		1,400	
2,100		1,900	
94		85	
9		9	
1,900	を	1,700	に改める。
40		36	
57		51	
85		77	
110		100	
170		150	
230		200	
400		360	
570		510	
1,100		1,000	

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和5年4月1日以後の行政財産の目的外使用に係る使用料について適用し、同日前の行政財産の目的外使用に係る使用料については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、道路占用料の額の改定に準じ、行政財産目的外使用料の額を改定するため必要があるからである。

第 21 号議案

春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例

春日井市国民健康保険条例（昭和34年春日井市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市国民健康保険条例の規定は、令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、健康保険法施行令の一部改正に準じ、出産育児一時金の支給額を引き上げるため必要があるからである。

第 22 号議案

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日井市国民健康保険税条例（昭和30年春日井市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項ただし書中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第21条第1項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度までの年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に準じ、国民健康保険税の課税限度額を改定するため必要があるからである。

第 23 号議案

春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年春日井市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保について当該利用者の保護者との連携が図られるよう、その保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

説 明

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じ、安全計画の策定を義務付ける等のため必要があるからである。

第 24 号議案

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年春日井市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保について保護者との連携が図られるよう、その保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

説 明

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定を義務付ける等のため必要があるからである。

第 25 号議案

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年春日井市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」

に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者に対する懲戒の権限の濫用禁止に係る規定を削除する等のため必要があるからである。

第 26 号議案

春日井市道路条例の一部を改正する条例について

春日井市道路条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市道路条例の一部を改正する条例

春日井市道路条例（平成24年春日井市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中

円 1,100		円 950	
1,600		1,500	
2,200		2,000	
940		850	
1,500		1,400	
2,100		1,900	
94		85	
9	を	9	に、
6		5	
920		830	
570		510	
1,900		1,700	
790		720	
2,300		2,400	
1,900		1,700	

法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	40
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		57
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		85

外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		110	を
外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		170	
外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		230	
外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		400	
外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		570	
外径が1メートル以上の もの		1,100	

法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ1メートル 1年につき	36	に、	
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		51		
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		77		
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		100		
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		150		
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		200		
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		360		
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		510		
	外径が1メートル以上の もの		1,000		
法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	自動運 行補 助施 設	法第2条 第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として	地下に 設ける もの	長さ1メートル 1年につき	5
			その他 のもの		17

	設置する 導線その 他の線類			
	道路の構造又は交通 の状況を表示する標 示柱その他の柱類		1本1年につき	1,400
	その他の もの	上空に 設ける もの	占有面積1平方 メートル1年につ き	850
		地下に 設ける もの		510
	その他のもの			1,700

「第32条第1項第3号及び第4号」を「第32条第1項第4号」に、

1,900
Aに0.005 を乗じて 得た額
Aに0.008 を乗じて 得た額
Aに0.01 を乗じて 得た額
1,100
680
1,900
23
230
230
2,300
1,500
23

1,700
Aに0.005 を乗じて 得た額
Aに0.008 を乗じて 得た額
Aに0.01 を乗じて 得た額
1,200
710
1,700
24
240
240
2,400
1,400
24

230
23
230
2,300
1,100
1,900
230
190
Aに0.015 を乗じて 得た額
Aに0.024 を乗じて 得た額
Aに0.034 を乗じて 得た額
Aに0.015 を乗じて 得た額
Aに0.01 を乗じて 得た額
Aに0.024 を乗じて 得た額
Aに0.01 を乗じて 得た額
Aに0.015 を乗じて 得た額
Aに0.024 を乗じて 得た額

を

240
24
240
2,400
1,200
1,700
240
170
Aに0.014 を乗じて 得た額
Aに0.023 を乗じて 得た額
Aに0.033 を乗じて 得た額
Aに0.014 を乗じて 得た額
Aに0.01 を乗じて 得た額
Aに0.023 を乗じて 得た額
Aに0.01 を乗じて 得た額
Aに0.014 を乗じて 得た額
Aに0.023 を乗じて 得た額

に改める。

Aに0.034 を乗じて 得た額
Aに0.034 を乗じて 得た額

Aに0.033 を乗じて 得た額
Aに0.033 を乗じて 得た額

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和5年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、愛知県道路占用料条例の一部改正に準じ、道路占用料の額を改定する等のため必要があるからである。

第 27 号議案

春日井市公共用物管理条例の一部を改正する条例について

春日井市公共用物管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市公共用物管理条例の一部を改正する条例

春日井市公共用物管理条例（昭和58年春日井市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中

円	円	
1,100	950	
1,600	1,500	
2,200	2,000	
940	850	
1,500	1,400	
2,100	1,900	
94	85	
40	36	
57	51	
85	77	を
110	100	
170	150	
230	200	
400	360	
570	510	
1,100	1,000	
1,900	1,700	
230	240	
230	240	に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和5年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、道路占用料の額の改定に準じ、公共用物使用料の額を改定するため必要があるからである。

第 28 号議案

春日井市都市公園条例の一部を改正する条例について

春日井市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市都市公園条例の一部を改正する条例

春日井市都市公園条例（昭和57年春日井市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

円	円	
1,100	950	
1,600	1,500	
2,200	2,000	
940	850	
1,500	1,400	
2,100	1,900	
94	85	
9	9	
1,900	1,700	を
1,900	1,700	に改める。
40	36	
57	51	
85	77	
110	100	
170	150	
230	200	
400	360	
570	510	
1,100	1,000	
1,500	1,400	
790	720	

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、令和5年4月1日以後の占用に係る使用料について適用し、同日前の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、道路占用料の額の改定に準じ、都市公園使用料の額を改定するため必要があるからである。

第 29 号議案

春日井市準用河川条例の一部を改正する条例について

春日井市準用河川条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市準用河川条例の一部を改正する条例

春日井市準用河川条例（平成24年春日井市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

円	円	
1,100	950	
1,600	1,500	
2,200	2,000	
940	850	
1,500	1,400	
2,100	1,900	
94	85	
40	36	
57	51	を
85	77	に改める。
110	100	
170	150	
230	200	
400	360	
570	510	
1,100	1,000	
1,900	1,700	
230	240	
230	240	

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、令和5年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、道路占用料の額の改定に準じ、準用河川に係る土地占用料の額を改定するため必要があるからである。

第 30 号議案

春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例

春日井市水道事業給水条例（昭和36年春日井市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「申込」を「申込み」に改め、同条第2項中「同意書」の次に「又は民法（明治29年法律第89号）第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、民法の一部改正に伴い、給水装置の新設等の申込みに関する規定を整備するため必要があるからである。

第 31 号議案

市道路線の廃止について

市道の路線を次のように廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月16日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	154号線	木附町字中田	
		玉野町字東谷	
2	2901号線	堀ノ内町5丁目	
		堀ノ内町5丁目	
3	5150号線	大泉寺町字大池下	
		大泉寺町字大池下	
4	5401号線	神領町字向拝	
		神領町字深田	
5	5493号線	出川町字西富士	
		出川町字西富士	

第 32 号議案

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月16日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	8033号線	桃山町2丁目	
		桃山町2丁目	
2	8034号線	上条町3丁目	
		上条町3丁目	
3	8035号線	熊野町	
		堀ノ内町5丁目	
4	8036号線	町屋町字町屋	
		町屋町字町屋	
5	8037号線	神屋町字長坂	
		神屋町字長坂	

第 33 号議案

損害賠償の額の決定について

春日井市の施設内における事故について、次のとおり損害賠償を行うものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 損害賠償の額 3, 9 9 3, 8 4 9 円

- 2 損害賠償の相手方 ■■■■■■
■■ ■■

- 3 事故の概要 ■年■月■日汚水本管等の閉塞による相手方家屋への
汚水浸入事故

報告第1号

鳥居松小学校リニューアル工事（建築）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥居松小学校リニューアル工事（建築）の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月16日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、鳥居松小学校リニューアル工事（建築）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和5年1月24日

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 鳥居松小学校リニューアル工事（建築）
- 2 契約の相手方 高柳・服部特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町5丁目75番地
株式会社高柳組
構成員 春日井市庄名町字池下804番地1
株式会社服部工務店

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	1,149,500,000円	1,157,043,800円

報告第2号

鳥居松小学校リニューアル工事（電気）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥居松小学校リニューアル工事（電気）の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月16日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、鳥居松小学校リニューアル工事（電気）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和5年1月24日

春日井市長 石 黒 直 樹

1 工 事 名 鳥居松小学校リニューアル工事（電気）

2 契約の相手方 春日井市神屋町字森642番地
株式会社昭電設備

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	170,940,000円	170,714,500円

報告第3号

鳥居松小学校リニューアル工事（機械）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥居松小学校リニューアル工事（機械）の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月16日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、鳥居松小学校リニューアル工事（機械）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和5年1月24日

春日井市長 石 黒 直 樹

1 工 事 名 鳥居松小学校リニューアル工事（機械）

2 契約の相手方 春日井市篠木町2丁目1310番地224
株式会社ウカイ設備

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	220,000,000円	220,764,500円

報告第4号

東部調理場新調理棟整備工事（建築）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、東部調理場新調理棟整備工事（建築）の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月16日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、東部調理場新調理棟整備工事（建築）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和5年1月13日

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 東部調理場新調理棟整備工事（建築）
- 2 契約の相手方 TSUCHIYA・服部工務店特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市松河戸町1463番地
TSUCHIYA株式会社春日井営業所
構成員 春日井市庄名町字池下804番地1
株式会社服部工務店

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	1,379,180,000円	1,386,588,500円

報告第5号

東部調理場新調理棟整備工事（電気）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、東部調理場新調理棟整備工事（電気）の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月16日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、東部調理場新調理棟整備工事（電気）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和5年1月13日

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 東部調理場新調理棟整備工事（電気）
- 2 契約の相手方 野里・ACT-1 特定建設工事共同企業体
代表者 名古屋市天白区野並一丁目115番地
野里電気工業株式会社名古屋支店
構成員 春日井市細木町2丁目118番地
株式会社ACT-1

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	312,290,000円	317,650,300円

報告第6号

(仮称)市営下原住宅第2期整備工事(建築)の変更契約の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、(仮称)市営下原住宅第2期整備工事(建築)の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月16日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、(仮称)市営下原住宅第2期整備工事(建築)の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和5年1月19日

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 (仮称)市営下原住宅第2期整備工事(建築)
- 2 契約の相手方 丸彦渡辺・協和特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町4丁目65番地
丸彦渡辺建設株式会社名古屋支店
構成員 春日井市大和通2丁目41番地1
株式会社協和コーポレーション
- 3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	1,867,800,000円	1,873,654,200円

報告第7号

(仮称)市営下原住宅第2期整備工事(電気)の変更契約の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、(仮称)市営下原住宅第2期整備工事(電気)の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月16日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、(仮称)市営下原住宅第2期整備工事(電気)の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和5年1月19日

春日井市長 石 黒 直 樹

1 工 事 名 (仮称)市営下原住宅第2期整備工事(電気)

2 契約の相手方 大栄・春日井特定建設工事共同企業体

代表者 名古屋市中区錦一丁目19番25号

大栄電気株式会社名古屋支店

構成員 春日井市鳥居松町5丁目57番地

春日井電気株式会社

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	214,500,000円	220,768,900円

報告第8号

(仮称)市営下原住宅第2期整備工事(機械)の変更契約の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、(仮称)市営下原住宅第2期整備工事(機械)の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月16日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、(仮称)市営下原住宅第2期整備工事(機械)の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和5年1月19日

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 (仮称)市営下原住宅第2期整備工事(機械)
- 2 契約の相手方 丸水・本間特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町7丁目53番地
丸水設備株式会社
構成員 春日井市妙慶町2丁目119番地
株式会社本間工業
- 3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	316,800,000円	320,562,000円

報告第9号

熊野桜佐地区雨水3号調整池築造工事の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、熊野桜佐地区雨水3号調整池築造工事の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月16日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、熊野桜佐地区雨水3号調整池築造工事の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和4年12月23日

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 熊野桜佐地区雨水3号調整池築造工事
- 2 契約の相手方 松浦・長谷川特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町4丁目32番地
株式会社松浦組
構成員 春日井市松河戸町4丁目7番地6
株式会社長谷川工務店

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	1,147,405,600円	1,166,323,400円